

# 今後の住民記録システム 標準仕様書の修正点（案）

令和4年7月6日

# 目次

---

## 1. 引越しOSS関連対応事項

### 1 - 1. 全体フロー

### 1 - 2. 標準仕様書修正内容 | 業務フロー

### 1 - 3. 標準仕様書修正内容 | 機能要件

### 1 - 4. 標準仕様書修正内容 | 帳票レイアウト

## 2. 共通機能・横並び調整対応事項 ※住民記録システム引越しOSS関連を除く

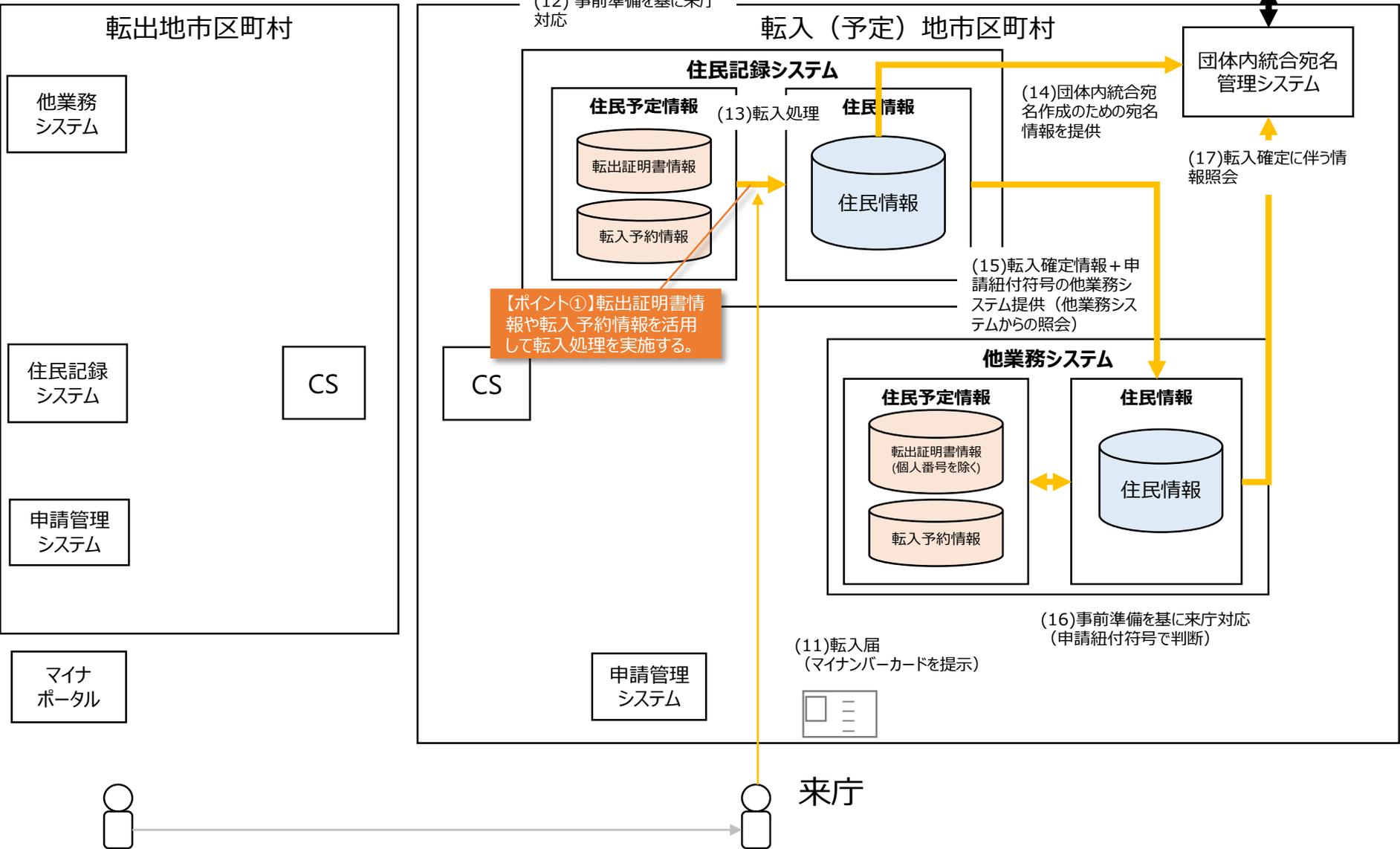
## 3. 継続検討事項



# 1. 引越しOSS関連対応事項

## 1-1. 全体フロー

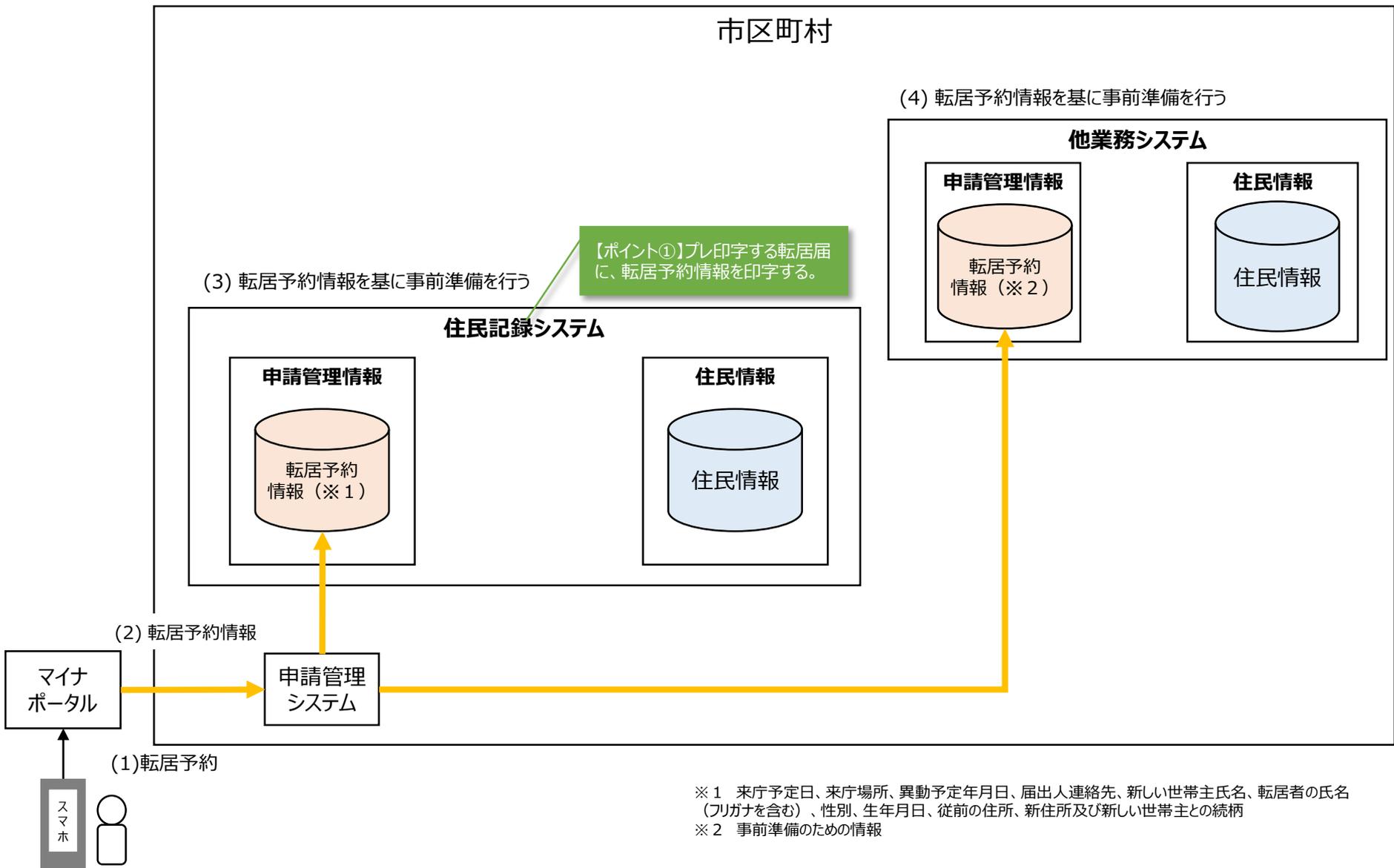
■ 引越しOSSの全体フローは、以下のような流れを想定しております。



# 1. 引越しOSS関連対応事項

## 1-1. 全体フロー

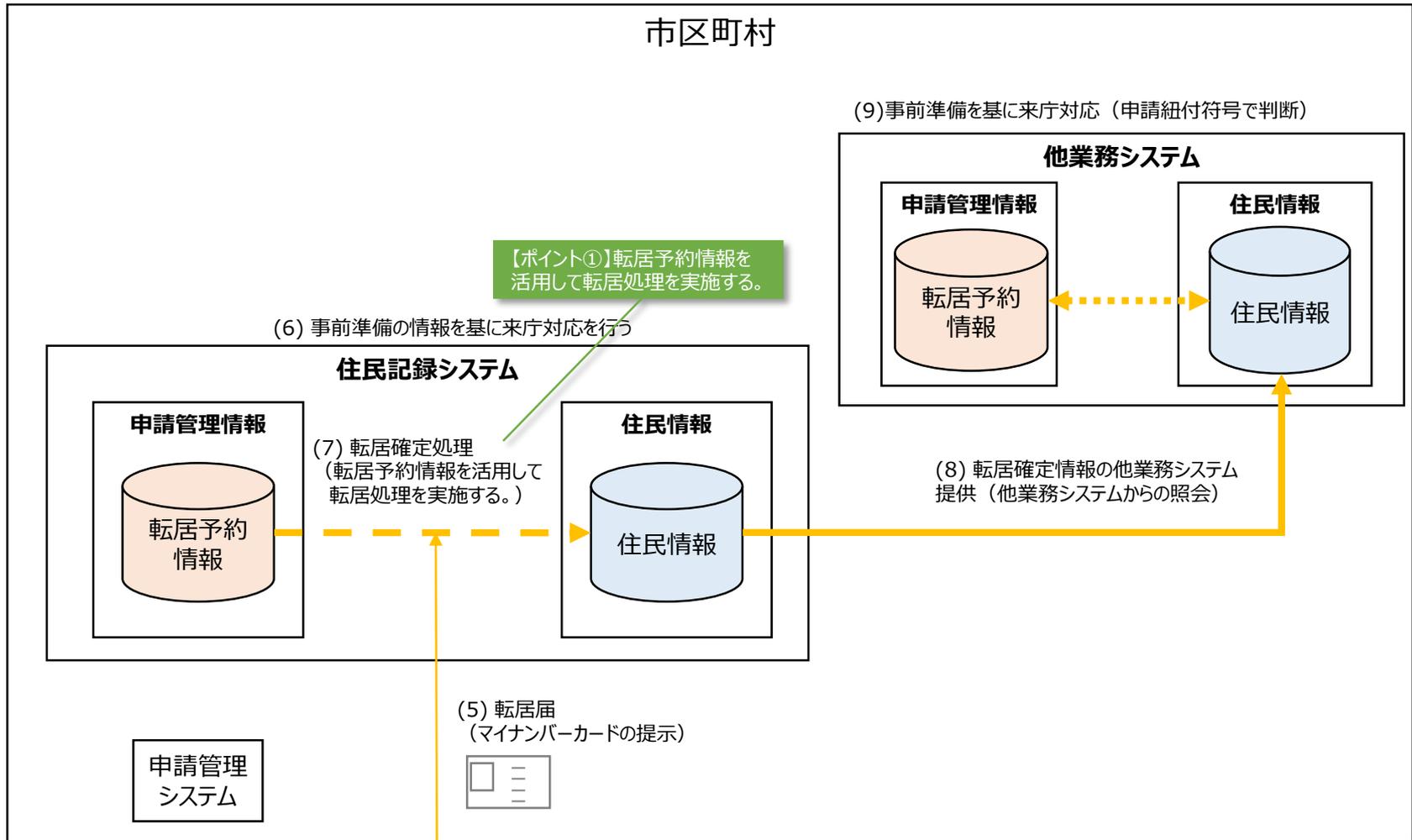
- 引越しOSSの全体フローは、以下のような流れを想定しております。



# 1. 引越しOSS関連対応事項

## 1-1. 全体フロー

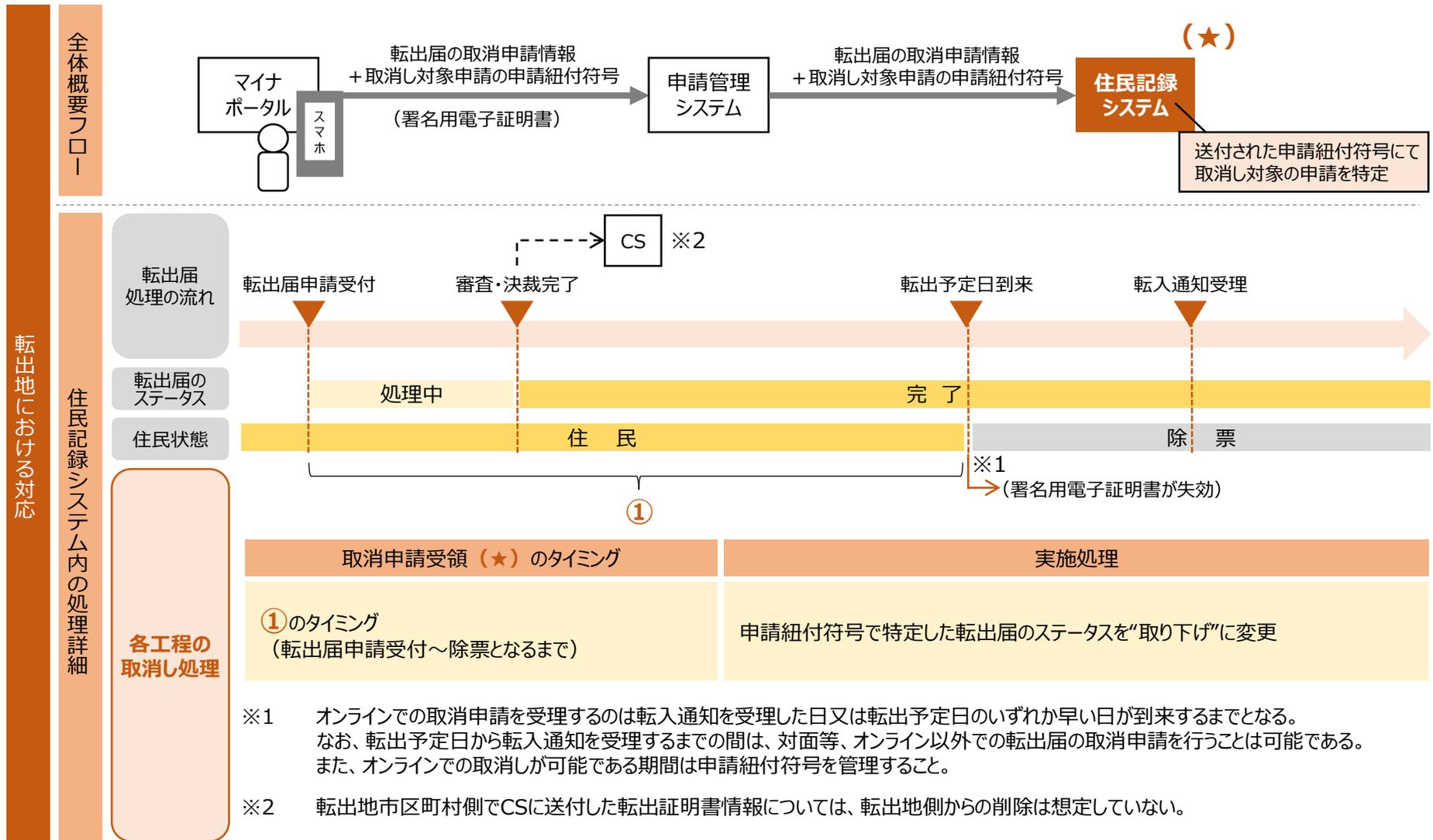
- 引越しOSSの全体フローは、以下のような流れを想定しております。



# 1. 引越しOSS関連対応事項

## 1-1. 全体フロー

- 転出届の取消申請があった場合には、以下のような処理を想定しております。

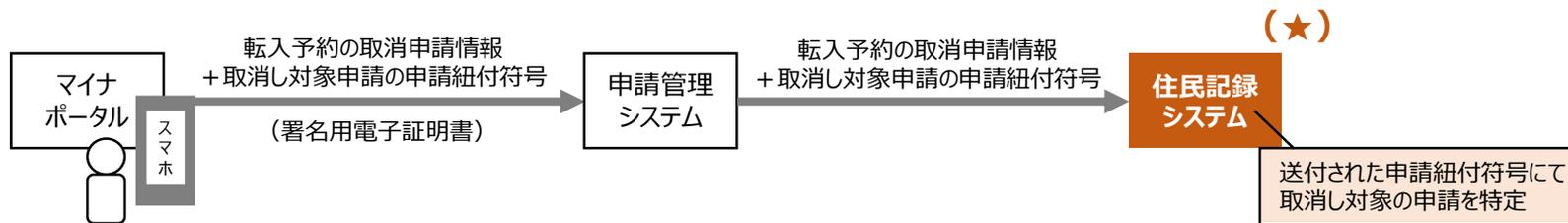


# 1. 引越しOSS関連対応事項

## 1-1. 全体フロー

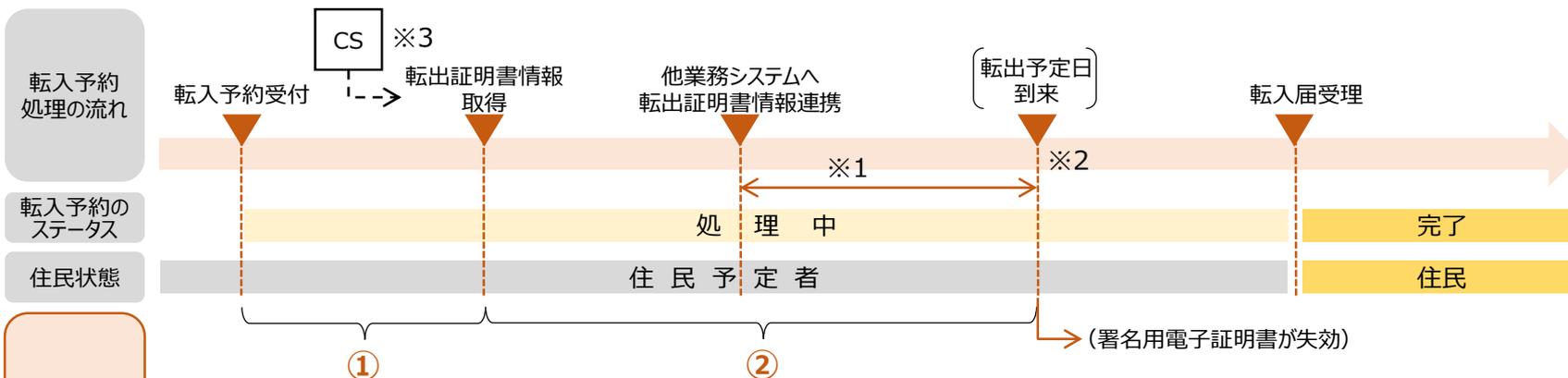
- 転出届の取消申請と同時に行われる転入予約の取消申請については、以下のような処理を想定しております。

全体概要フロー



転入地における対応

住民記録システム内の処理詳細



取消申請受領 (★) のタイミング	実施処理
①のタイミング (転入予約受付～転出証明書情報を取得するまで)	申請紐付符号で特定した転入予約情報を削除し、ステータスを“取り下げ”に変更
②のタイミング (転出証明書情報取得～転出予定日又は転入届受理のいずれか早い日まで)	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請紐付符号で特定した転入予約情報を削除し、ステータスを“取り下げ”に変更</li> <li>申請紐付符号で特定した転出証明書情報を削除</li> </ul>

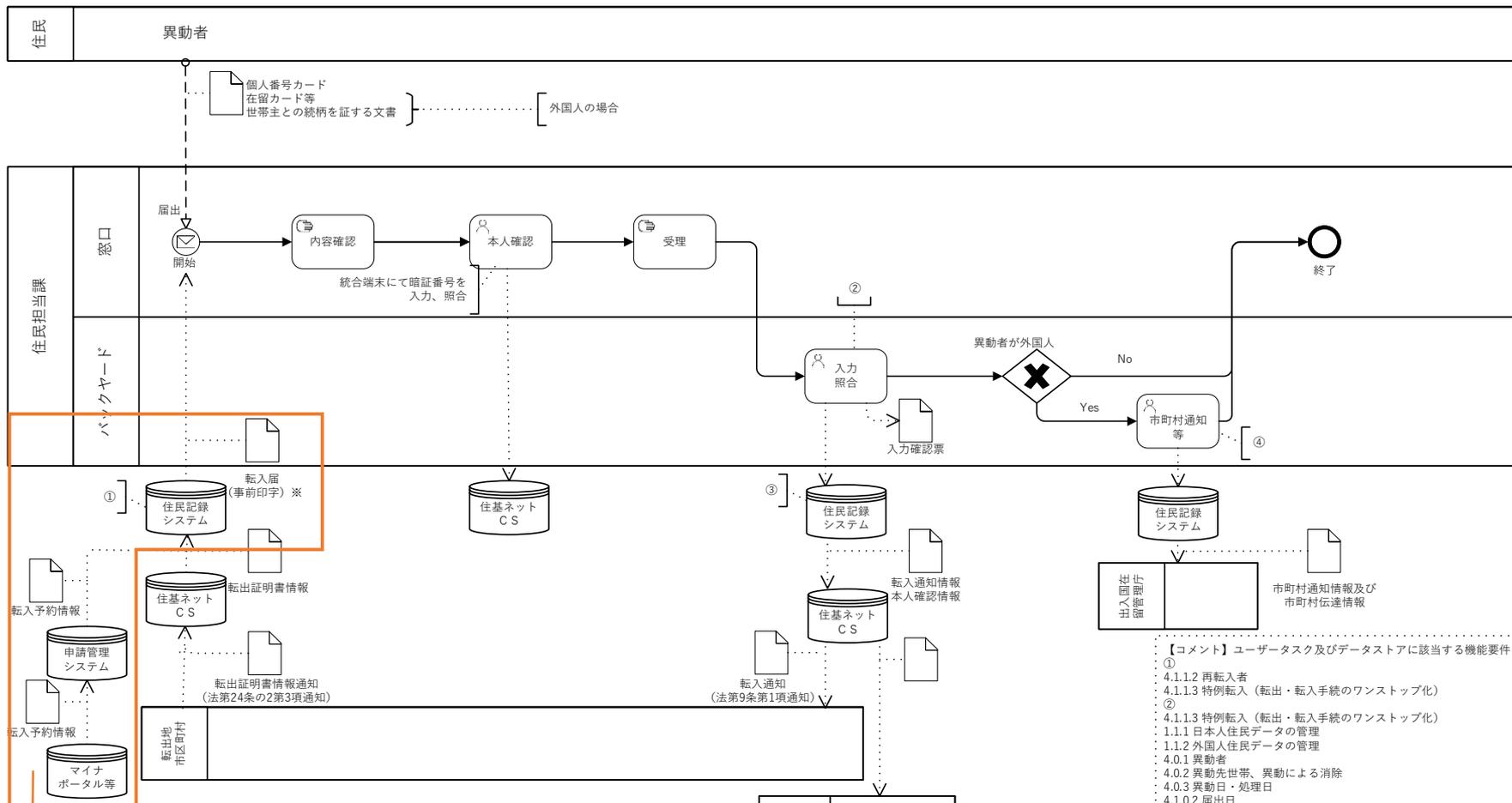
- ※1 他業務システムへ転出証明書情報を送付した後に転入予約の取消申請を受け付けた場合であっても、各他業務システムにおいて転入予約の取消申請が申請管理システムを通じて連携されることから、住民記録システム側から取消しがあった旨を連携することは想定していない。
- ※2 転出届と同様の考え方で、オンラインでの取消し申請を受理するのは、転入届を受理した日又は転出予定日のいずれか早い日までとなる。また、転入の届出又は転入予約の取消しが行われない場合も、転出証明書情報及び転入予約情報は政令で定める期間後に消去される。
- ※3 転入地市区町村側のCSに届いた転出証明書情報については、手動の削除も許容される。手動で削除しない場合についても、政令で定めた期間経過後に自動で削除される。

# 1. 引越しOSS関連対応事項

## 1-2. 標準仕様書修正内容 | 業務フロー

■ 住民記録システム標準仕様書の業務フローにおける主な修正点等について下記に示します。

業務フロー	4.1.1.3	転入	特例転入（転出・転入手続のワンストップ化）
-------	---------	----	-----------------------



### 【差異ポイント】

・マイナポータル等から申請管理システムに送信された転入予約情報のうち、来庁予定日、来庁場所、届出人連絡先、新しい世帯主氏名、転入する他の世帯員の氏名及び新しい世帯主との続柄について、申請管理システムから取得し、マイナポータルで付される番号により、転出証明書情報と紐付けて、住民のデータとは別に住民記録システムへ取り込むことができる。  
 ・転出証明書情報及び転入予約情報を基に、来庁予定者の受入れ事前準備として、法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届に必要な情報を印字した上で、出力できる。

【コメント】 ユーザータスク及びデータストアに該当する機能要件

- ①
- 4.1.1.2 再転入者
- 4.1.1.3 特例転入（転出・転入手続のワンストップ化）
  - 1.1.1 日本人住民データの管理
  - 1.1.2 外国人住民データの管理
- ②
- 4.1.1.3 特例転入（転出・転入手続のワンストップ化）
  - 4.0.1 異動者
  - 4.0.2 異動先世帯、異動による消除
  - 4.0.3 異動日・処理日
  - 4.1.0.2 届出日
  - 4.1.1.1 転入者情報入力
  - 4.1.1.2 再転入者
  - 4.1.1.4 未届転入
  - 4.1.4.3 事実上の世帯主
  - 4.2.1.1 住所設定・未届転入
- ③
- 7.1.1.1 CSへの自動送信
- 7.1.1.4 カード管理システム連携
- ④
- 4.5.7 市町村通知・市町村伝達の送信

※転入届の事前印字は、異動者の来庁よりも早く実施することも可

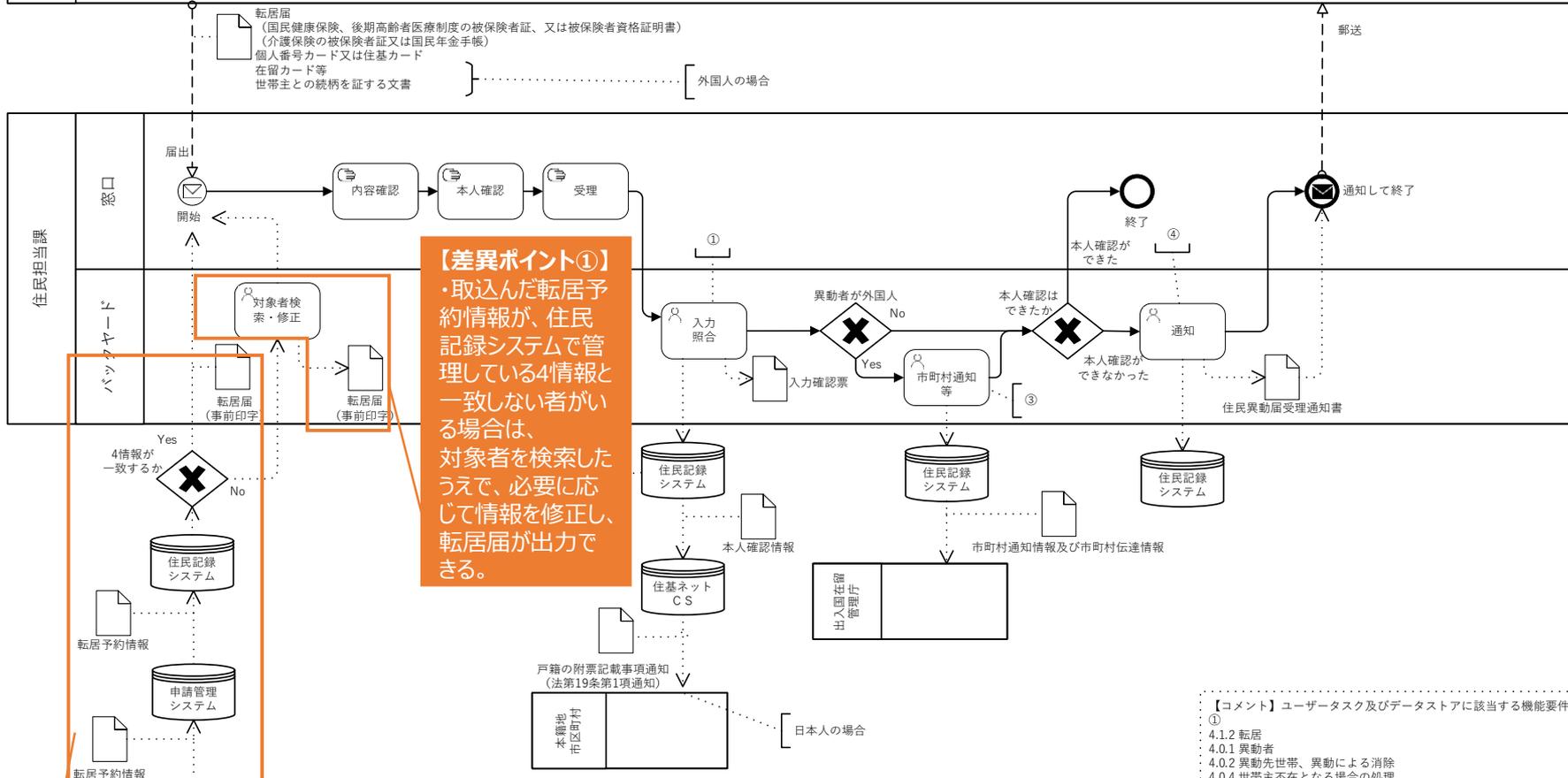
# 1. 引越しOSS関連対応事項

## 1-2. 標準仕様書修正内容 | 業務フロー

■ 住民記録システム標準仕様書の業務フローにおける主な修正点等について下記に示します。

業務フロー	4.1.2	転居	転居
-------	-------	----	----

住民	異動者	本人
----	-----	----



### 【差異ポイント②】

・マイナポータル等から申請管理システム（に送信された転居予約情報のうち来庁予定日、来庁場所、異動予定年月日、届出人連絡先、新しい世帯主氏名、転居者の氏名、性別、生年月日、従前の住所、新住所及び新しい世帯主との続柄について、申請管理システムから取得し、住民のデータとは別に住民記録システムへ取り込むことができます。  
 ・転居予約情報を基に、来庁予定者の受入れ事前準備として、転居予約を利用した転居届（法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届と同一様式）に必要な情報を印字した上で、出力できる。

- 【コメント】ユーザータスク及びデータストアに該当する機能要件
- ①
  - 4.1.2 転居
  - 4.0.1 異動者
  - 4.0.2 異動先世帯、異動による消除
  - 4.0.4 世帯主不在となる場合の処理
  - 4.1.2.1 同一住所への転居
  - 4.1.4.3 事実上の世帯主
  - ②
  - 7.1.1.1 CSへの自動送信
  - 7.1.1.4 カード管理システム連携
  - ③
  - 4.5.7 市町村通知・市町村伝達の送信
  - ④
  - 4.1.0.3 住民異動届受理通知

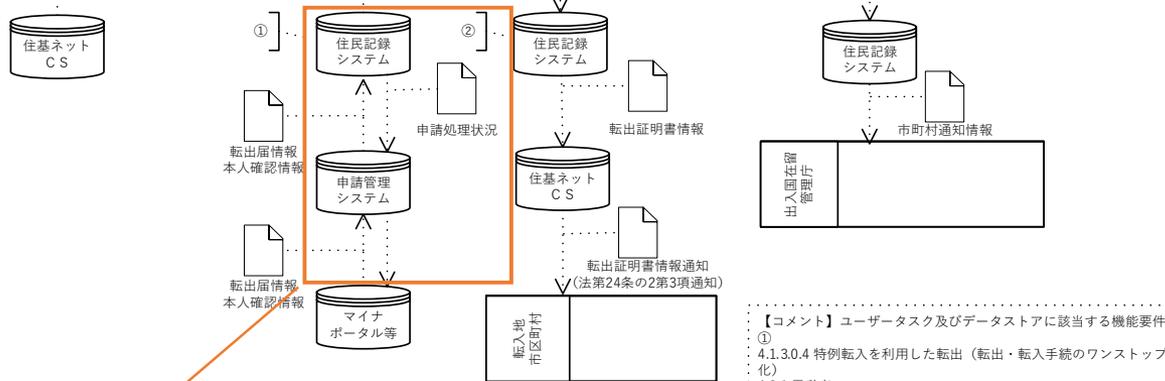
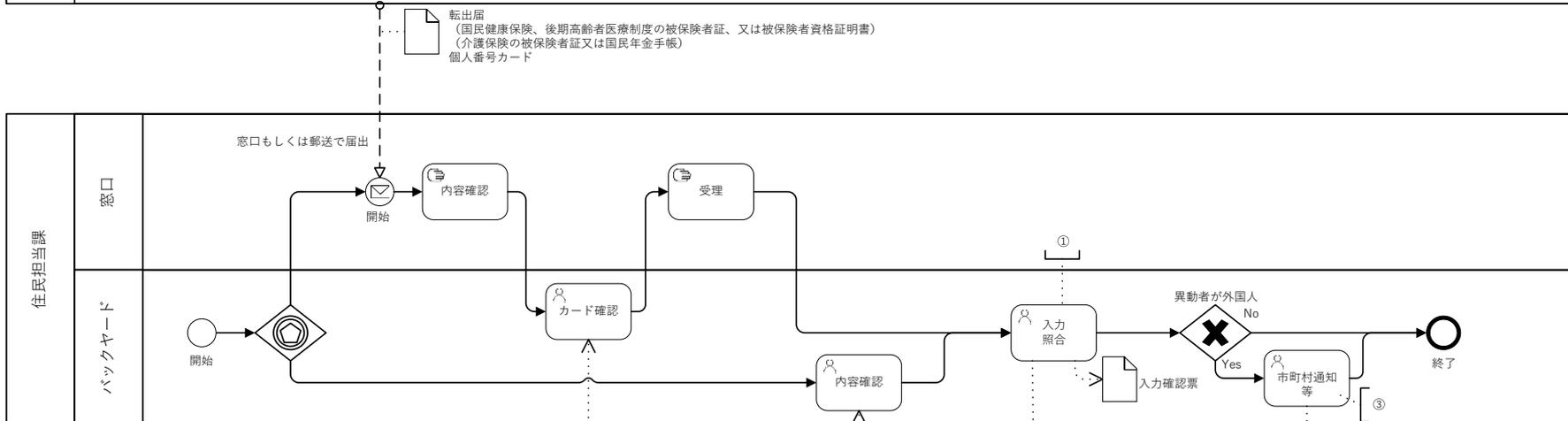
# 1. 引越しOSS関連対応事項

## 1-2. 標準仕様書修正内容 | 業務フロー

■ 住民記録システム標準仕様書の業務フローにおける主な修正点等について下記に示します。

業務フロー	4.1.3.0.4	転出	特例転入を利用した転出（転出・転入手続のワンストップ化）
-------	-----------	----	------------------------------

住民	異動者
----	-----



**【差異ポイント】**  
 エラーチェックや審査・決裁の結果を申請管理システムに連携できる。

- 【コメント】ユーザータスク及びデータストアに該当する機能要件
- ①
  - 4.1.3.0.4 特例転入を利用した転出（転出・転入手続のワンストップ化）
  - 4.0.1 異動者
  - 4.0.3 異動日・処理日
  - 4.1.0.2 届出日
  - 4.1.3.0.1 届出日以降の異動
  - 4.1.3.0.2 転出先入力
  - ②
  - 4.1.3.0.4 特例転入を利用した転出（転出・転入手続のワンストップ化）
  - 7.1.1.1 CSへの自動送信
  - ③
  - 4.5.7 市町村通知・市町村伝達の送信

# 1. 引越しOSS関連対応事項

## 1-3. 標準仕様書修正内容 | 機能要件

凡例  
青字下線：追加  
赤字取消線：削除

- 住民記録システム標準仕様書の機能要件における主な修正点等について下記に示します。

### 住民記録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	住民記録システム標準仕様書修正内容
1	<p>転出届の取消申請が導入されるに あたり必要となる機能について追加</p> <ul style="list-style-type: none"><li>申請管理システムで取り下げの申請があった場合、マイナポータルで付された符号（申請紐付符号）を用いて対象の申請を特定し、ステータスを取り下げに変更する旨を追加</li><li>取消申請に対応できるよう、転出予定日又は転入通知を受理するまで申請紐付符号を管理する旨を追加</li></ul>	<p>4.1.3.0.4 特例転入を利用した転出（転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正）</p> <p>【実装必須すべき機能】 特例転入を利用した転出に対応していること。 マイナポータル等により申請された転出届の情報を、申請管理システム（<u>「共通機能標準仕様書」</u> <u>「自治体の行政手続のオンライン化に係る標準仕様（令和3年7月総務省）</u>参照）から取得し住民記録システムへ取り込むことができること。 職員の手を介することなく自動で、複数件の転出届情報を一括で取り込むことができること。その際、自動で処理されない文字化け、オーバーフロー等の対応を職員が確認し、修正できること。 また、取り込んだ転出届の情報のうち氏名、性別、生年月日、住所は住民記録システム内の情報と突合できることとし、転出先住所に関しては存在しない市区町村となっていないか、転出予定年月日に関しては存在しない日付又は矛盾した日付となっていないか等のエラーチェックができること。エラーチェックの結果に基づき、転出届情報取込エラー一覧表を作成し、必要に応じて出力できること。 取り込んだ転出届の情報について、エラーチェックの結果に応じて修正の上管理できること。修正の際には転出届修正履歴を残した状態で管理できること。修正後の最新の転出届の情報を基に転出の処理が行えること。 エラーチェックや審査・決裁の結果を申請管理システムに連携できること。また、併せて受付不可や保留とした際の原因や、適宜職員が修正を加えた内容について記載できる自由記載項目についても、申請管理システムに連携できること。 転出証明書の自動発行を行わず、転出証明書情報について、CSへ自動送信できること。ただし、必要に応じて転出証明書を任意出力できること。任意出力する転出証明書には、「特例による転出処理済」と印字できること。 <u>申請管理システムから転出届の取消申請を受理した場合、マイナポータルで付された符号を用いて、対応する転出届の情報のステータスを取り下げに変更できること。なお、取消申請に対応できるよう、転出予定日又は転入通知受理のいずれか早い日までマイナポータルで付された符号を管理すること。</u></p> <p>【標準オプション実装してもしなくても良い機能】 申請管理システムから取得した転出届の情報を取り込んだ結果を示す更新結果リストを作成・出力できること。</p> <p>【実装不可しない機能】 既に送信した転出証明書情報について、CSに手動で再送信できること。 通常の転出処理を行っている際に、対象者のうち個人番号カード保有者が存在する場合、「特例転入を利用した転出」への切替えが可能であること。</p>

# 1. 引越しOSS関連対応事項

## 1-3. 標準仕様書修正内容 | 機能要件

凡例  
青字下線：追加  
赤字取消線：削除

- 住民記録システム標準仕様書の機能要件における主な修正点等について下記に示します。

### 住民記録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	住民記録システム標準仕様書修正内容
2	<p>転入予約が導入されるにあたり必要となる機能について追加</p> <ul style="list-style-type: none"><li>転入予約情報から住民記録システムとして取得する項目等の記載を追加</li><li>転出証明書情報及び転入予約情報から、法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届に印字できる旨を追加</li><li>転入予約情報により来庁予定者リストを作成できる旨を追加（出力は標準オプション機能として追加）</li><li>個人番号を除く転出証明書情報及び申請紐付符号について他システムに連携できる旨を追加</li><li>申請管理システムで取り下げの申請があった場合、申請紐付符号を用いて対象の申請を特定し、転入予約情報を削除し、ステータスを取り下げに変更できる旨、また転出証明書情報を削除できる旨を追加</li><li>転出証明書情報及び転入予約情報を基に転入処理が行える旨を追加</li><li>転出証明書情報が消去される際に転入予約情報等についても消去できる旨を追加</li></ul>	<p>4.1.1.3 特例転入（転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正） 【実装必須すべき機能】 <del>特例転入に対応し、</del>住基ネット回線を介して受信した転出証明書情報を、住民のデータとは別に住民記録システムへ取り込むこと基に転入の入力処理ができること。 マイナポータル等から申請管理システム（「共通機能標準仕様書」参照）に送信された転入予約情報のうち、来庁予定日、来庁場所、届出人連絡先、新しい世帯主氏名、転入する他の世帯員の氏名及び新しい世帯主との続柄について、申請管理システムから取得し、マイナポータルで付された符号により、転出証明書情報と紐付けて、住民のデータとは別に住民記録システムへ取り込むことができること。 転出証明書情報及び転入予約情報を基に、来庁予定者の受入れ事前準備として、法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届に必要な情報を印字した上で、出力できること。 その際、転出証明書情報及び転入予約情報に基づき作成された法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届に必要な情報について受信し、反映されたデータの修正が必要な場合には、適宜修正を行えること。 転入予約情報により取得した、来庁予定日及び来庁場所の情報により、来庁予定日及び来庁予定場所ごとの来庁予定者リストを作成できること。 来庁予定者の受入れ事前準備のために転出証明書情報（個人番号を除く。）を必要とする他システムに、必要な転出証明書情報（個人番号を除く。）及びマイナポータルで付された符号を送信できること。 申請管理システムから転入予約の取消申請を受理した場合、マイナポータルで付された符号を用いて、対応する転入予約情報を削除し、転入予約情報のステータスを取り下げに変更できること。また、転出証明書情報を取得している場合は対応する転出証明書情報を削除できること。 特例転入時に、取り込んだ転出証明書情報及び転入予約情報を基に転入等の入力処理ができること。 その際、転出証明書情報及び転入予約情報に基づき作成された転入等に必要な情報について修正が必要な場合には、適宜修正を行えること。 CSに通知された転出証明書情報をリアルタイム又は従来の特例転入方式で情報を取り寄せた場合、CSと連携できること。 CSから連携された転出証明書情報は、政令で定める期間の経過後に消去できること。その際、転入予約情報、転入予約情報のステータス及びマイナポータルで付された符号についても消去できること。 <del>デジタル社会形成整備法による改正後の法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届に、</del>転出証明書情報を基に転入届に必要な情報を印字した上、出力できること。</p> <p>【標準オプション機能】 転入予約情報により取得した、来庁予定日及び来庁場所の情報により、来庁予定日及び来庁予定場所ごとの来庁予定者リストを出力できること。</p>

# 1. 引越しOSS関連対応事項

## 1-3. 標準仕様書修正内容 | 機能要件

凡例  
青字下線：追加  
赤字取消線：削除

- 住民記録システム標準仕様書の機能要件における主な修正点等について下記に示します。

### 住民記録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	住民記録システム標準仕様書修正内容
3	<p><b>転居予約が導入されるにあたり必要となる機能について追加</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 転居予約情報から住民記録システムとして取得する項目等の記載を追加</li><li>・ 転居予約情報から、転居予約を利用した転居届に印字できる旨を追加</li><li>・ 4情報が一致しない者についてはアラートを表示する旨を追加</li><li>・ 転居予約情報により来庁予定者リストを作成できる旨を追加（出力は標準オプション機能として追加）</li><li>・ 申請管理システムで取り下げの申請があった場合、申請紐付符号を用いて対象の申請を特定し、転居予約情報を削除し、ステータスを取り下げに変更できる旨を追加</li><li>・ 転居予約情報を参考に転居等の処理が行える旨を追加</li><li>・ 転出証明書情報の消去に準じた期間経過後に転居予約情報等についても消去できる旨を追加</li></ul>	<p><u>4.1.2.2 マイナポータルからの転居予約（転出・転入手続きのワンストップ化）</u></p> <p><b>【実装必須機能】</b> マイナポータル等から申請管理システム（「共通機能標準仕様書」参照）に送信された転居予約情報のうち、来庁予定日、来庁場所、異動予定年月日、届出人連絡先、新しい世帯主氏名、転居者の氏名（フリガナを含む。）、性別、生年月日、従前の住所、新住所及び新しい世帯主との続柄について、申請管理システムから取得し、住民のデータとは別に住民記録システムへ取り込むことができること。 転居予約情報を基に、来庁予定者の受入れ事前準備として、転居予約を利用した転居届（法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届と同一様式）に必要な情報を印字した上で、出力できること。 なお、転居予約情報のうち、転居者の氏名、性別、生年月日及び従前の住所を、住民記録システム内の情報（氏名、性別、生年月日及び現住所）と突合し、一致しない場合には、アラートを表示し、確認を促すこと。 その際、転居予約情報に基づき作成された転居予約を利用した転居届に必要な情報について修正が必要な場合には、適宜修正を行えること。 転居予約情報により取得した、来庁予定日及び来庁場所の情報により、来庁予定日及び来庁予定場所ごとの来庁予定者リストを作成できること。 申請管理システムから転居予約の取消申請を受理した場合、マイナポータルで付された符号を用いて、対応する転居予約情報を削除し、転居予約情報のステータスを取り下げに変更できること。 転居時に、取り込んだ転居予約情報を参考にした転居等の処理ができること。 その際、転居予約情報に基づき作成された転居等に必要な情報について修正が必要な場合には、適宜修正を行えること。 申請管理システムから取得した転居予約情報及び転居予約情報のステータスは、4.1.1.3特例転入（転出・転入手続きのワンストップ化）に記載の、政令で定める期間経過後の転出証明書情報の消去に準じた期間経過後に消去できること。</p> <p><b>【標準オプション機能】</b> 転居予約情報により取得した、来庁予定日及び来庁場所の情報により、来庁予定日及び来庁予定場所ごとの来庁予定者リストを出力できること。</p> <p><b>【考え方・理由】</b> デジタル社会形成整備法により法が改正され、個人番号カード所持者が、マイナポータル等からオンラインで転出・転入予約を行うことにより、転出・転入手続きの時間短縮化、ワンストップ化を図ることとされた趣旨を踏まえ、転居についても、転居予約情報により事前準備ができるよう対応するもの。</p>

# 1. 引越しOSS関連対応事項

## 1-3. 標準仕様書修正内容 | 機能要件

凡例  
青字下線：追加  
赤字取消線：削除

- 住民記録システム標準仕様書の機能要件における主な修正点等について下記に示します。

### 住民記録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	住民記録システム標準仕様書修正内容										
2	<p>(続き) 転居予約が導入されるにあたり必要となる機能について追加</p> <ul style="list-style-type: none"><li>4情報が一致しない者についてはアラートを表示する旨を追加</li></ul>	<p>11.1 エラー・アラート項目</p> <p>○アラート項目</p> <table border="1"><thead><tr><th>アラート番号</th><th>アラート項目</th><th>(参考) 表示メッセージ例</th></tr></thead><tbody><tr><td><u>41</u></td><td><u>転居予約を利用した転居において、取り込んだ転居予約情報の転居者の氏名、性別、生年月日及び従前の住所が住民記録システムの4情報(氏名・性別・生年月日・住所)と一致しない者がいる場合</u></td><td>※本仕様書では規定しないが参考までに一例を示す <u>転居届に印字しようとした者のうち、氏名・性別・生年月日・住所が異なる者がいます。</u> 対象者：○○(転居予約情報の氏名) 差異項目：×× 確認の上、必要に応じて転居届印字前に修正してください。</td></tr></tbody></table> <p>【考え方・理由】</p> <table border="1"><thead><tr><th>アラート番号</th><th>アラートとした考え方・理由</th></tr></thead><tbody><tr><td><u>41</u></td><td><u>転居予約を利用した転居届においては、転居予約での誤入力そのまま転居届に印字されることを防ぐ必要があるため。</u></td></tr></tbody></table>	アラート番号	アラート項目	(参考) 表示メッセージ例	<u>41</u>	<u>転居予約を利用した転居において、取り込んだ転居予約情報の転居者の氏名、性別、生年月日及び従前の住所が住民記録システムの4情報(氏名・性別・生年月日・住所)と一致しない者がいる場合</u>	※本仕様書では規定しないが参考までに一例を示す <u>転居届に印字しようとした者のうち、氏名・性別・生年月日・住所が異なる者がいます。</u> 対象者：○○(転居予約情報の氏名) 差異項目：×× 確認の上、必要に応じて転居届印字前に修正してください。	アラート番号	アラートとした考え方・理由	<u>41</u>	<u>転居予約を利用した転居届においては、転居予約での誤入力そのまま転居届に印字されることを防ぐ必要があるため。</u>
アラート番号	アラート項目	(参考) 表示メッセージ例										
<u>41</u>	<u>転居予約を利用した転居において、取り込んだ転居予約情報の転居者の氏名、性別、生年月日及び従前の住所が住民記録システムの4情報(氏名・性別・生年月日・住所)と一致しない者がいる場合</u>	※本仕様書では規定しないが参考までに一例を示す <u>転居届に印字しようとした者のうち、氏名・性別・生年月日・住所が異なる者がいます。</u> 対象者：○○(転居予約情報の氏名) 差異項目：×× 確認の上、必要に応じて転居届印字前に修正してください。										
アラート番号	アラートとした考え方・理由											
<u>41</u>	<u>転居予約を利用した転居届においては、転居予約での誤入力そのまま転居届に印字されることを防ぐ必要があるため。</u>											

# 1. 引越しOSS関連対応事項

## 1-4. 標準仕様書修正内容 | 帳票レイアウト

- 住民記録システム標準仕様書の帳票レイアウトにおける主な修正点等について下記に示します。

住民記録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	住民記録システム標準仕様書修正内容
1	<b>転入</b> 転入届の印字項目の追加 (転入予約情報の活用)	住民記録システム標準仕様書第2.0版の「法第24条の2第3項の規定に基づき通知がされた場合の転入届」においては、「新しい世帯主」欄、「続柄」欄及び「連絡先」欄について届出人の手書きを想定していたが、当該項目について転入予約情報として取得することが可能となったため、転入予約情報より印字することとする。
2	<b>転入</b> 転入届の届出項目 (新しい世帯主のフリガナ) の削除	住民記録システム標準仕様書第2.0版の「法第24条の2第3項の規定に基づき通知がされた場合の転入届」においては、「新しい世帯主のフリガナ」について届出項目としていたが、異動者のフリガナに含まれている又は既に住民である者のフリガナとして管理されていることから、届出項目としない。
3	<b>転居</b> 転居予約を利用した転居届の様式規定	転居予約を実施することに伴い、「転居予約を利用した転居届」の様式についても「法第24条の2第3項の規定に基づき通知がされた場合の転入届」と同様に規定する。 なお、様式が多数ある場合、自治体窓口で混乱しチェックミスなどにつながることも予想される。そのためなるべく帳票を減らすことができるよう、「転居予約を利用した転居届」については住民記録システム標準仕様書第2.0版にて規定した「法第24条の2第3項の規定に基づき通知がされた場合の転入届」に必要な項目（例：転入又は転居のいずれであるかを示す「異動事由欄」等）を追加し、同一の様式とする。

# 1. 引越しOSS関連対応事項

## 1-4. 標準仕様書修正内容 | 帳票レイアウト

■ 法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入の場合、以下の例のように利用される想定となります。

届出日 令和3年6月18日	異動日 令和3年6月18日	(あて先) 東京都千代田区 長	<b>住基法第24条の2第3項の規定に基づく通知が された場合の転入届/転居予約を利用した転居届</b>	下記内容および添付資料において誤りがないことを確認しました。 ※印字項目に誤りがある場合、二重線で訂正してください。	異動事由 転入
新しい住所 東京都千代田区霞が関2-1-2 中央 合同庁舎第2号館		新しい世帯主 田中 太郎		届出人区分 <input type="checkbox"/> 世帯主 <input checked="" type="checkbox"/> 世帯員 <input type="checkbox"/> 代理人(関係: )	届出人署名 田中一郎
今までの住所 東京都新宿区若松町19-1		連絡先 012-345-6789			
代理人の住所【新住所で同じ世帯の場合は不要】					

No.	異動する(した)人の氏名	生年月日	性別	続柄	個人 番号 カード	国保	後期高齢	介護保険	児童手当
		住民票コード	国民 年金			基礎年金番号			
1	タナカ タロウ 田中 太郎	昭和20年7月15日 0123 4567 890	男	世帯主	無	*	有	有	*
2	タナカ ハルコ 田中 春子	昭和25年4月30日 1123 4567 890	女	妻	有	有	*	有	*
3	タナカ イチロウ 田中 一郎	昭和50年6月1日 2123 4567 890	男	子	有	*	*	*	有
4	タナカ ヘレン ルイーズ TANAKA HELEN LOISE	1978年12月22日 3123 4567 890	女	子の妻	無	*	*	*	*
5	タナカ カズオ 田中 一夫	昭和52年10月19日 4123 4567 890	男	子	有	有	*	有	*

自由記載欄や後続業務連携用帳票などは、第2.0版で規定した内容から引き続き使用可能である想定

<b>凡例</b>	赤字 : 届出人記入
	緑塗りつぶし : 転出証明書情報より印字
	赤塗りつぶし : 転入予約情報より印字
青字 : システム印字	塗りつぶしなし : システム内判断による印字

# 1. 引越しOSS関連対応事項

## 1-4. 標準仕様書修正内容 | 帳票レイアウト

■ 転居予約を利用した転居の場合、以下の例のように利用される想定となります。

届出日 令和3年6月18日	異動日 令和3年6月18日	(あて先) 東京都千代田区 長	住基法第24条の2第3項の規定に基づく通知が された場合の転入届/転居予約を利用した転居届		下記内容および添付資料において誤りがないことを確認しました。 ※印字項目に誤りがある場合、二重線で訂正してください。	異動事由 転居
新しい住所 東京都千代田区霞が関2-1-2 中央 合同庁舎第2号館	新しい世帯主 田中 太郎	届出人区分 □世帯主 <input checked="" type="checkbox"/> 世帯員 □代理人(関係: )	届出人署名 田中一郎		連絡先 012-345-6789	
今までの住所 東京都千代田区永田町1-11-39	代理人の住所【新住所で同じ世帯の場合は不要】					

No.	異動する(した)人の氏名	生年月日	性別	続柄	個人 番号 カード	国保	後期高齢	介護保険	児童手当
		住民票コード	国民 年金			基礎年金番号			
1	タナカ タロウ 田中 太郎	昭和20年7月15日	男	世帯主					
2	タナカ ハルコ 田中 春子	昭和25年4月30日	女	妻					
3	タナカ イチロウ 田中 一郎	昭和50年6月1日	男	子					
4	タナカ ヘレン ルイーズ TANAKA HELEN LOISE	1978年12月22日	女	子の妻					
5	タナカ カズオ 田中 一夫	昭和52年10月19日	男	子					

凡例	赤字 : 届出人記入
	青字 : システム印字
	赤塗りつぶし : 転居予約情報より印字 塗りつぶしなし : システム内判断による印字

## 2. 共通機能・横並び調整対応事項

- 住民記録システム標準仕様書における主な修正点等について下記に示します。

対象箇所		住民記録システム標準仕様書修正内容	
対象箇所	#	修正ポイント	住民記録システム標準仕様書修正内容
—	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>名称の凡例を追加する。</li> </ul>	<a href="#">地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書（令和4年●月）</a> <a href="#">……………共通機能標準仕様書</a>
—	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体情報システム標準化基本方針【0.8版】を踏まえ、用語を統一する。</li> </ul>	【実装 <b>必須</b> <del>すべき</del> 機能】 【 <b>標準オプション</b> <del>実装してもしなくても良い</del> 機能】 【実装 <b>不可</b> <del>しない</del> 機能】

## 2. 共通機能・横並び調整対応事項

- 住民記録システム標準仕様書における主な修正点等について下記に示します。

対象箇所	住民記録システム標準仕様書修正内容		
対象箇所	#	修正ポイント	住民記録システム標準仕様書修正内容
団体内統合宛名番号に関する こと	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>中間サーバとの連携が必要な住民記録システムにおいては、団体内統合宛名番号の付番及び中間サーバ連携に関して、実装必須機能として、次のとおり規定する。</li> </ul>	<p>7.1.2.3 団体内統合宛名番号の付番依頼及び中間サーバへの副本情報登録機能システムとの連携  <b>【実装必須すべき機能】</b>      団体内統合宛名番号については、<u>団体内統合宛名機能</u>（「共通機能標準仕様書」に規定する団体内統合宛名機能をいう。以下同じ。）を利用して付番依頼ができること。  <u>中間サーバへの副本情報の登録は、団体内統合宛名機能を経由して行うことができること。</u>  <del>システム」（市区町村固有の宛名システムのことではない。）に対して、団体内統合宛名システムで使用する情報が送信できること。</del>  <del>データ標準レイアウトの法第7条第4号に規定される特定個人情報が送信できること。</del></p>
EUCに関する こと	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>EUCについては、各業務システムにおいて共通的に利用できる機能であることから、横並び調整方針のとおり改める。</li> </ul>	<p>10.1 EUC機能ほか  <b>【実装必須すべき機能】</b>  <u>EUC機能</u>（「共通機能標準仕様書」に規定するEUC機能をいう。）を利用して、データの抽出・分析・加工・出力ができること。  <u>データソース</u>（どのデータ項目を対象とするか）は、「データ要件・連携要件標準仕様書」の「基本データリスト（住民記録システム）」に規定するデータ項目とする。      （以下削除）</p>

## 2. 共通機能・横並び調整対応事項

- 住民記録システム標準仕様書における主な修正点等について下記に示します。

対象箇所		住民記録システム標準仕様書修正内容	
対象箇所	#	修正ポイント	住民記録システム標準仕様書修正内容
操作権限設定・管理に関すること	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>操作権限設定・管理は、すべての基幹業務システムにおいて必要であり、シングル・サイン・オンを実現するため、実装必須機能として、横並び調整方針で規定されている内容を含む形に改める。</li> <li>その他、機能の統一を図るため、記載を改める。</li> </ul>	<p>10.3 操作権限管理</p> <p><b>【実装必須すべき機能】</b></p> <p>発注者のシステム操作権限ポリシーに基づき、システムの利用者及び管理者に対して、個人単位でID及びパスワード、利用者名称、所属部署名称、操作権限（異動処理や表示・閲覧等の権限）、利用範囲及び期間が管理できること。</p> <p>職員のシステム利用権限管理ができ、利用者とパスワードを登録し利用権限レベルが設定できること。</p> <p>操作者IDとパスワードにより認証ができ、パスワードは利用者による変更、システム管理者による初期化ができること。認証に当たっては、<u>職員認証機能（「共通機能標準仕様書」に規定する職員認証機能をいう。）</u>によるシングル・サイン・オンが使用できること。</p> <p>アクセス権限の付与は、利用者単位で設定できること。</p> <p>アクセス権限の設定はシステム管理者により設定できること。</p> <p>アクセス権限の付与も含めたユーザ情報の登録・変更・削除はスケジューラーに設定もする等、事前に準備ができること。</p> <p>また、事務分掌による利用者ごとの表示・閲覧項目及び実施処理の制御ができること。</p> <p>他の職員が<u>住民情報の入力・異動作業をしている異動処理を行っている</u>間は、同一住民の情報について、閲覧以外の作業ができないよう、排他制御ができること。</p> <p>なお、操作権限管理については、<del>操作権限一覧表での管理及びそれらに基づく利用者別の各種制御ができること。</del></p> <p><u>操作権限はバッチ処理で一括個別及び一括での各種制御やメンテナンス</u>ができること。</p> <p>ID パスワードによる認証に加え、ICカードや静脈認証等の生体認証を用いた二要素認証に対応すること。</p> <p>複数回の<u>アクセスの認証</u>の失敗に対して、<u>アクセス禁止アカウントロック</u>状態にできること。</p> <p><b>【標準オプション実装してもしなくても良い機能】</b></p> <p>組織・職務・職位等での操作権限を設定できること。</p> <p><u>操作権限一覧表で操作権限が設定</u>できること。</p>

## 2. 共通機能・横並び調整対応事項

- 住民記録システム標準仕様書における主な修正点等について下記に示します。

対象箇所		住民記録システム標準仕様書修正内容	
対象箇所	#	修正ポイント	住民記録システム標準仕様書修正内容
標準仕様書のファイル形式及びレイアウトに関する事	6	<ul style="list-style-type: none"> <li>標準仕様書のうち、機能要件の標準については、地方自治体からFIT&amp;GAPを効率的に行うために、エクセル形式にしてほしいとの要望が多いため、レイアウトはエクセル形式とする。</li> </ul>	<p>※Excel修正を実施予定</p>

## 2. 共通機能・横並び調整対応事項

- 住民記録システム標準仕様書における主な修正点等について下記に示します。

対象箇所	住民記録システム標準仕様書修正内容		
対象箇所	#	修正ポイント	住民記録システム標準仕様書修正内容
庁内データ連携に関すること	7	<ul style="list-style-type: none"> <li>各標準仕様書と「データ要件・連携要件標準仕様書」の連携要件の標準との整合性を確保するため、当該連携要件の標準の機能別連携仕様に規定する「機能説明」の項目の内容を連携要件一覧として規定する。</li> </ul> <p>※連携要件一覧は、デジタル庁にて検討されている機能別連携仕様として、同庁においてとりまとめる中（別途デジタル庁から照会予定）、本仕様書の別紙として取り込むタイミングは機能別連携仕様が決まる8月末を想定。</p>	<p>目次  <u>別紙3 連携要件一覧</u> を追加</p> <p>4. 本仕様書の内容 (1) 本仕様書の構成        また、別紙に業務フロー、<del>及び</del>ツリー図<del>及び</del><u>連携要件一覧</u>を記載している。(中略) <u>連携要件一覧は、データ連携の要件 ((a)どのような場合に、(b)どのデータを、(c)どの標準準拠システム等に対し、どのように提供 (Output) 又は照会 (Input) するか) についての標準として作成したものである。デジタル庁が連携要件の標準として作成する「機能別連携仕様」又は当該連携要件一覧のいずれかにメンテナンスが必要な場合は双方が修正される。なお、各カラムの説明等については、「データ要件・連携要件標準仕様書」を参考のこと。</u></p> <p>7.2.1 他の標準準拠システムへの連携  <b>【実装必須すべき機能】</b>        デジタル庁が規定する庁内データ連携機能（共通機能標準仕様書において規定する庁内データ連携機能をいう。以下同じ。）及び<u>別紙の連携要件一覧「データ要件・連携要件標準仕様書」に基づく連携要件の標準に従うこと。</u></p> <p><b>【実装不可しない機能】</b>        戸籍附票システムに対して、管内本籍人の住所異動（転居等）時に住所情報を連携できること。        以下の項目について、住民記録システムから他の標準準拠システムの最新情報が照会できること。        (中略)  <u>・米穀の配給の受給に関する情報</u></p> <p><b>【考え方理由】</b>        (中略)  <u>米穀の配給については、運用上管理されていないため標準仕様書には不要。</u></p>

## 2. 共通機能・横並び調整対応事項

- 住民記録システム標準仕様書における主な修正点等について下記に示します。

対象箇所	住民記録システム標準仕様書修正内容		
対象箇所	#	修正ポイント	住民記録システム標準仕様書修正内容
庁内データ連携に関すること	8	<ul style="list-style-type: none"> <li>独自施策システム等との連携に関しても、データ要件・連携要件標準仕様書に基づく連携要件の標準に従う旨を記載する。</li> </ul>	<p>7.2.2 独自施策システム等との連携</p> <p><b>【実装必須すべき機能】</b>        標準準拠システム以外のシステム（独自施策システムや共用アプリケーション等）のうち、当該標準準拠システムを利用する地方公共団体が標準準拠システムとのデータ連携を認めるものとのデータ連携については、デジタル庁が規定する「データ要件・連携要件標準仕様書」に基づく連携要件の標準に従うこと。  <u>共用アプリケーション等の外部システムとのデータ連携についても、「データ要件・連携要件標準仕様書」に基づく連携要件の標準に従い、外部システムに係る接続仕様書によることとする。</u></p> <p><b>【実装しない機能】</b>        以下の項目について、住民記録システムから外部システムの最新情報が照会できること。        ・米穀の配給の受給に関する情報</p> <p><b>【考え方・理由】</b>        住民記録システムから独自施策システム等の標準準拠システム以外のシステムへの情報連携については、デジタル庁が策定する「データ要件・連携要件標準仕様書」の独自施策システム等連携仕様に従うこととする。  <del>米穀の配給については、運用上管理されていないため標準仕様書には不要。</del></p>

### 参考 | 2.0版の記載

#### ■ 標準準拠システムの機能

→3.0版案の7.2.1へ

#### ■ 標準準拠システム以外の機能

・住基カード又は個人番号カードの保有の有無  
 (カード管理システム)

→3.0版案の7.2.2共用アプリケーション等の外部システムの機能

・米穀の配給の受給に関する情報

→ 3.0版案の7.2.1へ

#### 7.2.2 他業務照会

##### 【実装すべき機能】

以下の項目について、住民記録システムから他システムの最新の登録情報が照会でき、管理できること。

- ・選挙人名簿への登録の有無
- ・国民健康保険の被保険者該当の有無、資格取得・喪失年月日
- ・後期高齢者医療の被保険者該当の有無、資格取得・喪失年月日
- ・介護保険の被保険者該当の有無、資格取得・喪失年月日
- ・国民年金の被保険者該当の有無、基礎年金番号、種別、種別の変更があった年月日、資格取得・喪失年月日
- ・児童手当の受給開始・終了年月
- ・住基カード又は個人番号カードの保有の有無

##### 【実装しない機能】

以下の項目について、住民記録システムから他システムの最新情報が照会できること。

- ・選挙人名簿における、投票権の有無、登録年月日、抹消年月日、投票区、事由等のその他の事項
- ・国民健康保険の被保険者証の記号及び番号
- ・後期高齢者医療の被保険者証の番号
- ・介護保険の被保険者証の番号
- ・米穀の配給の受給に関する情報

## 2. 共通機能・横並び調整対応事項

- 住民記録システム標準仕様書における主な修正点等について下記に示します。

対象箇所		住民記録システム標準仕様書修正内容	
対象箇所	#	修正ポイント	住民記録システム標準仕様書修正内容
大量印刷に関すること(※)	9	<ul style="list-style-type: none"> <li>横並び調整方針としては、「標準準拠システムに印刷機能を実装するのではなく、帳票等の印刷のためのデータ出力機能を(中略)規定する」とあるが、住民記録システムとしては必須の機能については現状どおり実装必須機能のままとする。</li> </ul>	<p>10.7 印刷</p> <p><b>【実装必須すべき機能】</b></p> <p>証明書を発行する際にプリンタやトレー（ホッパ）の指定ができること。          出力部数を設定できること。          帳票発行時にプレビュー機能を保有すること。          帳票発行時にPDFか紙出力が指定でき、プリンタが指定できること。なお、デフォルトでPDFか紙出力かを設定できることとしても可能とする。          住民記録システム内部でアクセスログの取得が可能な形で、表示画面のハードコピー機能及びハードコピーの印刷機能を有すること。          氏名や住所等の印刷域桁数を超過したものについては、帳票発行時に超過内容を記載したリストを出力できること。          必要に応じて、指定期間中に含まれる以下の帳票を、帳票ごとに一括出力できること。出力する帳票は実行時に選択できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住居表示決定通知書（20.5.10参照）</li> <li>・区画整理等に伴う住所変更通知（20.5.11参照）</li> </ul> <p><b>【標準オプション実装しなくても良い機能】</b></p> <p>大量印刷ができること。          住民基本台帳の写し（閲覧用）の印刷を行うため、高速印刷用プリンタで印刷できること。          必要に応じて、指定期間中に含まれる以下の帳票を、帳票ごとに一括出力できること。出力する帳票は実行時に選択できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別永住者証明書有効期間更新案内</li> </ul> <p><b>【実装不可機能】</b></p> <p>アクセスログが取得できないOS独自の印刷ができること。</p>

(※) タイトルは大量印刷とされているが、印刷全般の機能が規定されている。

## 2. 共通機能・横並び調整対応事項

- 住民記録システム標準仕様書における主な修正点等について下記に示します。

対象箇所		住民記録システム標準仕様書修正内容	
対象箇所	#	修正ポイント	住民記録システム標準仕様書修正内容
他システムとの連携を除くバッチ処理／一括処理に関すること	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>横並び調整方針としては、バッチ処理を標準オプション機能として規定しているが、住民記録システムとしては必須機能であるため現状どおり実装必須機能とする。</li> </ul>	<p>9.1 他システムとの連携を除くバッチ処理</p> <p>【実装<del>必須</del><u>すべき</u>機能】</p> <p>バッチ処理の実行（起動）方法として、直接起動だけでなく、年月日及び時分、毎日、毎週○曜日、毎月××日、毎月末を指定した方法（スケジュール管理による起動）が提供されること。</p> <p>スケジュール管理にソフトウェア製品を利用する場合は名称、メーカー、バージョンなどについて、発注者からの要求があった場合、提示すること。</p> <p>また、バッチ処理の実行時は、前回処理時に設定したパラメータが参照されること。</p> <p>なお、前回設定のパラメータは、一部修正ができること。</p> <p>修正箇所については、修正した旨が判別し易くなっていること。</p> <p>バッチ処理を行う場合でもオンライン処理に影響が出ないこと。</p> <p>全てのバッチ処理の実行結果（処理内容や処理結果、処理時間、処理端末名称、正常又は異常の旨、異常終了した際はOSやミドルウェア等から出力されるエラーコード等）が出力されること。また、異常終了した場合の警告を住民記録システム内又は自治体が別途利用する他の通報システムに連携できること。</p> <p>また、例えば6.1で記載した統計についてバッチの実行結果から一連の作業で最終的な提出物をXLSX形式等で作成する場合等には、自動実行する仕組みを用意すること。</p> <p>このほか、9.2（抑止対象者）以降に特に留意すべき処理について記載しており、これらの処理についてはバッチ処理を可能とすること。</p>

## 2. 共通機能・横並び調整対応事項

- 住民記録システム標準仕様書における主な修正点等について下記に示します。

対象箇所		住民記録システム標準仕様書修正内容	
対象箇所	#	修正ポイント	住民記録システム標準仕様書修正内容
マイナポータルびったりサービスに関すること	11	<ul style="list-style-type: none"> <li>マイナポータルびったりサービスの利用に関する機能については、横並び調整方針のとおり記載を修正する。</li> </ul>	<p>4.1.3.0.4 特例転入を利用した転出（転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正）  <b>【実装必須すべき機能】</b>      特例転入を利用した転出に対応していること。      マイナポータル等により申請された転出届の情報を、申請管理システム（<u>「共通機能標準仕様書」</u><del>「自治体の行政手続のオンライン化に係る標準仕様（令和3年7月総務省）</del>参照）から取得し住民記録システムへ取り込むことができること。      （後略）</p> <p>10.9 マイナポータル等との接続  <b>【実装必須すべき機能】</b>  <u>オンラインの申請データを住民が個人番号カードを用いてマイナポータル等により申請された転出届の情報を、申請管理機能（「共通機能標準仕様書」において規定する申請管理機能をいう。以下同じ。）システム（「自治体の行政手続のオンライン化に係る標準仕様書参照）を経由して住民記録システムへ取り込み、仮登録を行うことが取得</u>できること。  <u>取得した申請データについて、申請処理できること。</u>  <u>当該申請データに係る申請処理状況（処理中、要再申請、完了、却下、取り下げのステータス）を管理し、申請処理状況やお知らせをマイナポータルびったりサービス等に送信するために、申請管理機能に申請データをキーとして提供できること。</u>  <b>【対象事務】</b>  <u>・転出届</u>  <u>・転入予約</u>  <u>・転居予約</u></p>

## 2. 共通機能・横並び調整対応事項

- 住民記録システム標準仕様書における主な修正点等について下記に示します。

対象箇所		住民記録システム標準仕様書修正内容	
対象箇所	#	修正ポイント	住民記録システム標準仕様書修正内容
コード一覧の策定	12	<ul style="list-style-type: none"> <li>デジタル庁が定めたコード一覧の名称に合わせ、コード名称を修正する。</li> </ul>	<p>1.3.3 住所辞書管理</p> <p><b>【実装必須すべき機能】</b>          必要に応じ速やかに、最新の住所情報に更新すること。国名については、毎年、最新の情報に更新すること。ただし、本籍地等の（旧）町名等が入力できること。          住所情報は、職員でも容易に修正できること。          住所辞書については全国的に提供されるものを使用し、<del>住所コード</del>、都道府県市区町村コード、<u>町字市区町村</u>コード及び国名コードは「データ要件・連携要件標準仕様書」に規定されている「基本データリスト」に従うこと。          あわせて、郵便番号についても管理できること。          住所カナ入力（例えば、東京都日野市神明の場合であれば、「ト ヒ シ」のように、住所の頭の数文字を入力することをいう。）をすることで、郵便番号及び住所が自動で入力されること。また、郵便番号を入力することで、住所が自動で入力されること。          住所及び本籍について都道府県名→市区町村名→大字→小字の順に一覧表より順番に選択していくことで住所辞書からの引用ができること。</p>

### 3. 継続検討事項

- 下記事項については引き続き検討を進めてまいります。

継続検討事項	状況と今後の方向性
1 「氏名の読み仮名」法制度化に伴う対応	<ul style="list-style-type: none"><li>• 現在、法務省において、戸籍における「氏名の読み仮名」の法制化について検討が進められている。その検討を踏まえ、フリガナに係る記載については、修正を行う予定。</li></ul>